

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、翌日
の翌日)

◇告 示 目 次

- 〃 解除予定の保安林
- 〃 土地改良区の合併の認可
- 〃 土地改良事業計画の適否の決定
- 〃
- 〃
- 〃
- 〃
- 〃
- 〃
- 〃
- 〃
- 〃 道路の位置の指定

告 示

鳥取県告示第百三十五号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十六年二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市称宜谷字堀越五九の三(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百三十六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十六年二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡西伯町大字東上字牛子山一三五四の一、一三六四の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百三十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第七十二条第二項の規定に基づき、昭和四十五年十二月二十六日付で西伯郡西伯町大字絹屋一、一五七番地西伯町土地改良区設立委員影井信夫ほか十六人の者から申請のあった絹屋土地改良区、法勝寺南土地改良区、天津土地改良区、七ヶ堰土地改良区、藤歩井手土地改良区、大園村第一土地改良区、大園第二土地改良区、大園第三土地改良区及び法勝寺土地改良区が合併して西伯町土地改良区を設立することについては、昭和四十六年二月一日認可したので、同法同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 合併により設立する土地改良区
 - 西伯町土地改良区
- 二 合併により解散する土地改良区
 - 絹屋土地改良区
 - 法勝寺南土地改良区
 - 天津土地改良区
 - 七ヶ堰土地改良区
 - 藤歩井手土地改良区
 - 大園村第一土地改良区

大園第二土地改良区

大園第三土地改良区

法勝寺土地改良区

鳥取県告示第百三十八号

昭和四十六年一月四日付で日南町長から申請のあった土地改良(福寿実地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
 - 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
 - 昭和四十六年二月二十四日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
 - 日南町役場
- 四 異議の申出
 - 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百三十九号

昭和四十六年一月四日付で日南町長から申請のあった土地改良(中石見地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土

地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年二月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百十号

昭和四十六年一月四日付で日南町長から申請のあつた土地改良（萩原地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年二月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百十一号

昭和四十六年一月四日付で日南町長から申請のあつた土地改良（神福地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年二月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百四十二号

昭和四十五年十二月二十六日付で大栄町長から申請のあつた土地改良(妻波地区かんがい排水)事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年二月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大栄町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百四十三号

昭和四十五年十一月四日付で日野町長から申請のあつた土地改良(本郷地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年二月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百四十四号

昭和四十五年九月二十三日付で名和町長から申請のあつた土地改良(陣構地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年二月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

名和町役場
四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百四十五号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十六年二月十六日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十六年二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の振定場所	道路の幅員及び延長
境港市明治町 六三	米子市河崎字三柳境沖一	幅員 四・〇〇メートル 延長 一四五三・五〇メートル
大山産業株式会社	沖通り五三ノ一	幅員 六・〇〇メートル 延長 一四五三・五〇メートル
代表取締役 松本 豊	六〇ノ一	幅員 六・〇〇メートル 延長 一四五三・五〇メートル
	大水落沖三三一五ノ七四	幅員 六・〇〇メートル 延長 一四五三・五〇メートル
	西三柳字河崎境四三六〇ノ一	幅員 六・〇〇メートル 延長 一四五三・五〇メートル
	三保向七	幅員 六・〇〇メートル 延長 一四五三・五〇メートル
	四五四三ノ三五	幅員 六・〇〇メートル 延長 一四五三・五〇メートル